

第5章の具体的事業(案)

質問事項等がありましたら事前に受付いたしますので、
9月5日(木)12:00までに下記までFAXまたはメールでご提出下さい。

担当	子育て支援課	長谷川、肘井
電話	0948-22-5500(内線1114)	
FAX	0948-21-9508	
e-mail	f-hijii22@city.iizuka.lg.jp	

第1期 事業No.	第2期 事業No.	事業の名称	事業内容と今後の方針	所管課	進捗 管理
1	1	利用者支援事業	【第4章-3-[8]参照】	子育て支援課	○
2	2	乳児院の設置活用	児童虐待や家庭問題の事情等により家庭での養育が難しい乳児等を入院させて、養育し、又その他の援助を行うことを目的とする乳児院の誘致を検討します。が、現在、飯塚・嘉麻地区に乳児院がないことから、これを誘致し子育て援助施策の充実を図ります。近隣にある乳児院との連携を維持しながら、積極的な活用を図っていきます。	子育て支援課	○
3	3	家庭児童相談	家庭児童相談室において、家庭や社会における人間関係や児童養育上の相談に応じ、助言・指導を行っています。養育上の問題や児童虐待、家族関係等に関する相談に対応していますが、相談件数は増加、複雑化しています。このため、家庭児童相談員と保健師をはじめとする庁内関係者間の連携や関係機関との連携を強化し、情報共有と迅速な対応に努めます。	子育て支援課	○
4	4	飯塚市要保護児童連絡協議会	飯塚市要保護児童連絡協議会を設置し、要保護児童等の早期発見及び早期対応やその適切な保護を図るために必要な情報の交換を行うとともに、要保護児童等に対する支援の内容に関する協議を行っています。今後も実務者会議・部会・代表者会議を継続して開催し、各関係機関が連携して要保護児童等の早期発見、早期対応等に努めます。また、専門部会を設け、代表者会議・部会・実務者会議によりきめ細やかに対応するための体制づくりを図ります。るとともに、必要に応じて会議の開催回数の増加や協議会を構成する関係機関の追加を行うなど、取組の強化を図ります。	子育て支援課	○
5	5	要保護児童援護の実施	被虐待児等の要保護児童等への援護対策として、家庭児童相談員による地域・関係機関への働きかけ、児童相談所への連絡、家庭訪問による助言等を行っており、実施にあたっては、母子・父子自立支援員と連携も図っています。今後も家庭児童相談室を中心に、各関係機関と連携を図りながら、要保護児童等に対応するとともに、困難事例等については、要保護児童連絡協議会の部会や実務者会議（ケース会議を含む）を適宜開催で協議しながら対応に努めます。	子育て支援課	
	6	子ども家庭総合支援拠点事業	令和4年度までの設置に向けた整備を実施します。子どもとその家庭及び妊産婦等を対象に、実情の把握、子ども等に関する相談全般、通所・在宅支援を中心としたより専門的な相談対応や必要な調査、訪問等による継続的なソーシャルワーク業務などを行います。	子育て支援課	○
6	7	母子健康手帳交付	妊娠・出産・育児までの一貫した健康状態等を記録する「母子健康手帳」を、保健センターで交付するとともに、交付時に妊婦の状況に応じた相談・指導や情報提供に努め、支援が必要な妊婦には訪問等を通して継続的な支援に努めます。	健幸・スポーツ課	○
7	8	乳幼児健康診査	乳幼児の成長・発達に重要な月齢である4か月児・8か月児・1歳6か月児・3歳児の健康診査を実施しています。身体計測、医師・歯科医師の診察などにより、疾病や異常の早期発見に努めるとともに、保健指導や育児に関する相談を行っています。また、訪問等により未受診者の把握と受診勧奨に努めます。	健幸・スポーツ課	○

第1期 事業No.	第2期 事業No.	事業の名称	事業内容と今後の方針	所管課	進捗 管理
8	9	新生児訪問指導・ 妊産婦訪問指導・ 乳幼児訪問指導	出生連絡票や妊婦健診受診票から把握されたケース、また乳幼児健診などで要フォローとされたケースに対して訪問し、家庭状況や生活状況の把握を行うとともに、子育て支援を実施しています。また要保護支援家庭として把握されているケースには子育て支援課と同伴訪問を行います。新生児訪問については必要に応じ助産師会に委託し、産後の母親の状態や母乳管理等についてより適切な指導を実施しています。内容の充実を図るため、保健師等の資質向上に努めます。	健幸・スポーツ課	○
9	10	予防接種	「予防接種法」及び「結核予防法」に基づき予防接種を実施しています【個別接種：小児肺炎球菌、ヒブ（インフルエンザ菌b型）、不活化ポリオ、三種混合、四種混合、水痘、子宮頸がん、二種混合、麻しん、風しん、日本脳炎、MR（麻しん風しん混合ワクチン）、BCG、】。引き続き、接種率向上と予防接種の内容の周知に努めます。	健幸・スポーツ課	○
10	11	電話健康相談	保健センター等で、子育てに関する相談や妊産婦の食事や授乳、離乳食・幼児食などの栄養に関する相談に随時対応し、助言・指導を行っています。引き続き、広報を行い、随時の電話相談に十分対応できるように体制整備に努めます。 ※進捗管理対象から除外（全体の正確な件数把握が困難なため）	健幸・スポーツ課	○
11	12	健康育児の相談	地域の会場等において、乳幼児の発育や発達に不安のある保護者を対象に、計測・発達チェック・個別の育児・栄養相談及び指導等を実施しています（月2回）。健診のフォロー体制の一環として内容の充実に努めます。	健幸・スポーツ課	○
12	13	出産子育て事業	妊娠・出産に対する正しい知識を提供するとともに、親同士の仲間づくりの場の提供をしています。また、子育ての負担・不安を軽減させ、子どもの健やかな成長を図ることを目的に、「マタニティ教室」と「両親学級」を実施しています。継続して実施するとともに、参加者増をめざし、事業の広報・啓発の強化および内容の充実に努めます取り組みます。	健幸・スポーツ課	○
13	14	離乳食教室	離乳食のすすめ方を知ることにより、保護者の不安を軽減し、子どもの発達にあった離乳食を進められるよう支援を行っています。参加者の増加に対応できる増をめざし、事業の広報・啓発の強化および実施体制の確保に努めます。	健幸・スポーツ課	○
14	15	育児相談	地域子育て支援センターにおいて、保健師等による身長・体重測定、育児相談等を行い、保護者の子育て不安の解消・支援に努めています。保健センターと各地域子育て支援センターとの連携を強化し、相談体制の充実に努めます。	健幸・スポーツ課	○
15	16	産前・産後生活支援事業	産前・産後に家事や子育てが困難な家庭をヘルパー等が訪問し、身の回りの世話や子育ての支援を行うものであり、平成20年度よりシルバー人材センターに委託して実施しています。ヘルパーに抵抗のある人や子育ては自分でやりたいという人も多く、利用につながりにくい状況があります。産前・産後の家事や子育ての援助を行い、子どもを生き育てやすい環境づくりを図るために、広報等を活用したさらなる事業の周知と利用促進に努めます。	子育て支援課	○

第1期 事業No.	第2期 事業No.	事業の名称	事業内容と今後の方針	所管課	進捗 管理
16	17	里親制度の普及・ 啓発（県事業）	家庭環境に恵まれない児童を里親のもとで養育する制度です（県事業）。 里親制度の認知度が低い ため市報等を活用し、里親制度の普及・啓発に努めます。	子育て支援課	
17	18	子育て短期支援事業	【第4章-3-[3]参照】	子育て支援課	○
18	19	乳児家庭全戸訪問事業	【第4章-3-[10]参照】	子育て支援課	○
19	20	養育支援訪問事業	【第4章-3-[11]参照】	子育て支援課	○
20	21	市営住宅への優先 入居	空家発生時に入居募集を実施していますが、母子・父子家庭の場合は、母子・父子向住宅と一般住宅の両方に申込ができるよう配慮しています。 今後も継続して実施します。	住宅政策課	○
21	22	母子生活支援施設 への入所措置	配偶者のない女子等で生活上の問題で児童の養育が十分にできないときに、児童とともに母子生活支援施設に入所させて保護し、生活や教育、就職等についての 援護支援 を行っています。母子・父子自立支援員を配置し、施設と連携を図りながら適切な入所 処置措置 を実施し 講 じます。また、入所後においても、早期自立に向けての相談や支援を継続して実施します。	子育て支援課	○
22	23	母子ひとり親家庭 自立支援	母子・父子自立支援員を配置し、 母子・父子ひとり親家庭 等の自立及び就業支援に関する相談に対応しています。自立支援教育訓練給付金や高等職業訓練促進給付金の給付、自立支援プログラムの策定等により、職業能力の向上や就業支援を行っています。今後も、就労支援をはじめとした 母子・父子ひとり親家庭 等に対する各種支援に関する情報収集・提供に努めるとともに、関係機関等との連携を強化しながら、 母子・父子ひとり親家庭 等の自立促進に努めます。	子育て支援課	○
23	24	母子ひとり親家庭 等日常生活支援事業	疾病等のために一時的に生活支援を必要としている 母子・父子ひとり親家庭 や 寡婦 等に対して、生活支援員等を派遣し、日常生活の援助や子育て支援を行う ものであり 、 シルバー人材センター に委託して実施しています。現在 一定の利用があり 、日常生活の援助や子育て支援をする事業として、引き続き広報等を利用した、事業の周知を図り利用促進に努めます。	子育て支援課	○
24	25	母子寡婦福祉会の 育成	母子世帯・父子世帯・寡婦世帯が相互に協力しあい、行事や研修等を通して親睦と生活の向上を図っています。今後も、母子寡婦福祉会からの相談対応や、活動の活性化を図るための支援を行っていきます。	子育て支援課	
25	26	児童扶養手当	母子家庭及び父子ひとり親家庭 等の児童の養育者に対して児童扶養手当を支給し、経済的な支援を行っています。 法改正により平成20年4月より また、受給から5年を経過した人等は支給額の2分の1が支給停止となる場合があるため、適用除外(就業、求職活動をしている等)の届出書提出の勧奨に努めます。	子育て支援課	

第1期 事業No.	第2期 事業No.	事業の名称	事業内容と今後の方針	所管課	進捗 管理
26	27	母子・父子、寡婦 福祉資金の活用 (県事業)	母子世帯・父子世帯・寡婦世帯に対して、修学、修業及び就職等にかかる資金を貸し付けるものです(県事業)。今後も県との連携を図りながら、資金貸付等に関する相談に対応し、母子・父子家庭及び寡婦の経済的自立の助成と生活意欲の助長に努めます。	子育て支援課	
27	28	ひとり親家庭等医療費助成事業	母子・父子家庭および父母のない児童の保護者等の心身の健康の向上を図るため、医療費の助成を行うものです。平成20年10月から新たに父子家庭に対する医療費助成を実施しています。 。継続して実施します。 。なお、一人暮らしの寡婦に対する助成は平成22年9月末で廃止となりました。	医療保険課	○
28	29	児童クラブの利用料の減免	母子・父子家庭等の児童クラブ利用料の減免を行っています。保護者が働きながら子育てしやすい環境づくりが必要であることから、利用者世帯の経済状況に応じた減免施策を検討しながら、継続して実施しますとともに、制度の周知活動の強化を図ります。	学校教育課	○
29	30	要観察幼児への対応	保育所・幼稚園・こども園では障がいのある幼児等、要観察児の日常の様子を保護者へ連絡し、子育ての支援を行っています。今後も関係機関と連携して、保育所・幼稚園・こども園での障がい児の受け入れ及び適切な指導・支援を図るとともに、発達障がいのある幼児の早期発見・早期支援等の推進に努めます。	子育て支援課	○
30	31	妊婦に対する健康診査	【第4章-3-[9]参照】	健幸・スポーツ課	○
(再掲)	(再掲)	乳幼児健康診査	【再掲No.8】	健幸・スポーツ課	○
(再掲)	(再掲)	出産子育て事業	【再掲No.13】	健幸・スポーツ課	○
31	32	母親学級 ※削除	妊婦を対象に、妊娠・出産・育児に関する正しい知識の提供や、母性の育成を支援します。また、母親同士の仲間作りの場を提供します。 ※削除(No.13「出産子育て事業」に統合) 「母親学級」=「マタニティ教室」	健幸・スポーツ課	
32	33	両親学級 ※削除	妊婦と配偶者を対象に、父親による沐浴実習等を含めた妊娠・出産・育児に関する正しい知識の提供を行います。 ※削除(No.13「出産子育て事業」に統合)	健幸・スポーツ課	
33	34	育成指導事業(個別)	発達に不安がある児童の保護者等を対象に、育児、ことば、運動等の専門家による個別での相談・支援を行っています。今後も継続して実施します。また、相談件数が増加しているため、保育所・幼稚園・こども園との連携や集団事業の充実等により、個別事業の補完に努めます。	健幸・スポーツ課	○

第1期 事業No.	第2期 事業No.	事業の名称	事業内容と今後の方針	所管課	進捗 管理
34	35	育成指導事業（集団）	2～3歳前後の子どもとその保護者との関わりを「あそび」という実践を通して見出し、今後考えられる子育て上の問題を事前に把握し対処する目的で開催しています。作業療法士という専門スタッフの指導のもと、実践しています。また、8か月児健康診査の事後フォローとして運動面等に課題を持つ児の教室を実施して運動面、認知面からの関わりについて支援時に、健診会場にて作業療法士のアドバイスを実施しています。保健師等の従事スタッフの専門知識の習得と資質向上に努めます。	健幸・スポーツ課	○
35	36	育成指導事業（巡回相談）	保育所・幼稚園・こども園を保健師と臨床心理士等で巡回し、支援の必要な乳幼児の早期発見及び相談・支援を行うものです。その後、必要に応じ、個別相談を実施し、就学に向けての支援も実施します。 また、本事業を通じて、保育所・幼稚園・こども園との連携を密にし、支援が必要な乳幼児に関する情報共有や相談・支援の充実に努めます。	健幸・スポーツ課	○
36	37	訪問指導	保健師、栄養士等が訪問し、妊娠・出産・育児に必要な保健指導、相談を行います。	健幸・スポーツ課	
37	38	児童発達支援センター等との連携	児童発達支援センター等の障がい児通所施設と、保育所・幼稚園・こども園が連携を深めることによって、障がい児やその保護者への支援強化を図ります。 保育園の巡回相談事業などにおいて、療育の必要な乳幼児や保護者を早期発見し、児童発達支援センター等の療育につなげるため、社会・障がい者福祉課と情報の共有を行い、その乳幼児やその保護者の支援の充実に努めます。また、就学に向けての支援のため、適宜児童発達支援センター等の施設と児の情報共有や支援の連携を行います。	健幸・スポーツ課	
(再掲)	(再掲)	家庭児童相談	【再掲No.3】	子育て支援課	○
38	39	赤ちゃんすくすく元気訪問事業（乳児家庭全戸訪問事業、養育支援訪問事業）	【第4章-3-[10]参照】【第4章-3-[11]参照】	子育て支援課	○
39	40	障がい児保育事業	保護者の就労等により家庭で保育できない障がい児であって、集団保育が可能な児童を受け入れ、保育を実施しています。今後もすべての保育所・こども園で受け入れを行うとともに、公立園への受け入れ勧奨を行っています。また、関係各課（子育て支援課、健幸・スポーツ課）が連携し、発達が気になる子ども等に対する専門家から指導・助言を踏まえた支援を行うなど、サービスの充実に努めます。	子育て支援課	○
40	41	地域子育て支援拠点事業	【第4章-3-[4]参照】	子育て支援課	○
41	42	障がい児通所支援事業	障がい児に対して、通所による日常生活動作及び運動機能等に関する訓練や、保育所・幼稚園・こども園への訪問による集団生活への適応のための専門的な支援を行うサービスです。サービスに関する周知と適正な支給決定に努めます。	社会・障がい者福祉課	

第1期 事業No.	第2期 事業No.	事業の名称	事業内容と今後の方針	所管課	進捗 管理
42	43	就学相談事業	心身に障がいがある児童生徒の保護者に対して教育相談を行うとともに、心身障がい児（生）就学指導委員会を組織し、医師等の専門家の意見を聞きながら、適切な就学相談・指導を行っています。障がいがあるすべての児童生徒が、その特性やニーズに応じた教育を受けられるよう、小・中学校や保育所・幼稚園・こども園との連携強化に努めます。	学校教育課	○
43	44	特別支援学級の設置	小・中学校に在籍する障がいを持つ児童生徒に個々のニーズに応じて適切な指導及び支援を行うために、特別支援学級を設置しています。	学校教育課	
44	45	特別支援教育サポート事業	小・中学校の通常の学級に在籍し、発達障がい等のために特別な教育的支援を要する児童生徒やその保護者に対して、教育支援を行うとともに、学校内及び関係機関との連絡・調整を行うコーディネーターの育成や、介護支援員の配置を行っています。特別支援教育の充実に向け、子ども一人ひとりのニーズにあった支援体制の充実にも努めます。の支援のため特別支援教育支援員の配置を行っています。また、研修会等を開催し、市民の特別支援教育に対する理解促進に努めます。	学校教育課	○
45	46	特別支援学級就学奨励	特別支援学級へ就学する児童生徒の保護者等の経済的負担の軽減を図るため、就学奨励費を支給しています。特別支援学級へ就学する児童生徒の保護者等の経済的負担の軽減を目的としており、今後も学校等と連携し周知を図ります。	教育総務課	○
46	47	各種教育相談	適応指導教室での教育相談やスクールカウンセラーによる教育相談において、障がい児の教育に関する相談に適切に対応できるよう努めます。	学校教育課	
	48	児童の発達に関する巡回相談・支援事業	発達障がいの可能性など、児童の発達や子育てに関する不安や悩み、具体的な学習指導の在り方等について、相談体制を構築します。飯塚市立小学校19校に在籍する児童の保護者及び教職員を対象に、カウンセラーやビジョントレーナー等による専門的な指導や必要な支援を行い、児童の発達に関する支援体制を整備します。	学校教育課	○
47	49	児童クラブへの障がい児の受け入れについて	児童クラブに入所を希望する障がい児の受け入れを行うとともに、障がい児の利用に配慮したトイレ等の改修を進めています。児童クラブへの障がい児の受け入れについては指導員の加配を考慮しながら、継続して実施します。	教育総務課 学校教育課	○
48	50	特別児童扶養手当（県事業）	心身に障がいを持つ20歳未満の児童の養育者に対して特別児童扶養手当を支給し、経済的な支援を行っています（県事業）。制度の周知等を図りながら、適正支給に努めます。	子育て支援課	
49	51	障がい児福祉手当	20歳未満の在宅の障がい児であって、重度の障がいのため日常生活において常時介護を必要とする児童に対し、障がい児福祉手当を支給しています（法定給付のため、国基準に基づき支給）。制度の周知等を図りながら、適正支給に努めます。	社会・障がい者福祉課	

第1期 事業No.	第2期 事業No.	事業の名称	事業内容と今後の方針	所管課	進捗 管理
50	52	相談窓口や各種サービス等に関する情報提供	障がい者ガイドブックや障がい児ガイドブックを関係窓口等で配布し、情報提供を行っています。支援を必要とする人に必要な情報が確実に届けられるよう、さまざまな機会を通じて相談窓口や各種サービスの周知に努めます。また、制度改正等に合わせて行政情報を更新した改訂版を作成し、利用者にとってわかりやすく使いやすいガイドブックとなるよう内容を見直していきます。	社会・障がい者福祉課	
51	53	重度障がい者医療費助成事業	重度障がい者・精神障がい者の疾病の早期発見・治療の促進を図るため、医療費の一部を助成しています。平成20年10月から精神障がい者も事業の対象となっています。継続して実施します。	医療保険課	○
52	54	療育講座	障がい児の療育推進のため、家族の抱える問題や悩み等に関する療育講座を実施しています。について、市報等での周知や関係団体への連絡等により、参加促進を図ります。	社会・障がい者福祉課	○
53	55	主に障がい児を対象とした相談窓口の設置	発達障がいを含む障がい児に関するさまざまな相談に対応し、必要な情報提供や助言・指導、障がい福祉サービス等の利用援助等を行っています。今後も、相談窓口を周知することによって、子どもの障がいの早期発見につなげるとともに、相談を通じて障がいのある子どもを必要な支援に結びつけられるよう、関係機関との連携強化を図ります。	社会・障がい者福祉課	○
	56	医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置 ※障がい福祉計画より	平成29年度に自立支援ネットワークによる医療的ケア（家族や看護師が日常的に行っている経管栄養注入やたんの吸引などの医療行為）を必要とする子どもの地域支援に関する意見交換会を実施したところであり、地域の課題の解決を目的とした専門部会を設置しています。今後も、関係機関との協議の場において、医療的ケア児が適切な支援を受けることができる体制の整備について協議を行います。	社会・障がい者福祉課	
54	57	居宅介護（ホームヘルプ）	在宅の障がい児のいる家庭にホームヘルパーを派遣し、家事・介護等の必要な便宜を提供するサービスです。サービスに関する周知と適正な支給決定に努めます。	社会・障がい者福祉課	
55	58	短期入所（ショートステイ）	介護者の疾病等のために、障がい児が一時的に介護を受けることができない場合等に、障がい児を施設で一定期間預かるものです。サービスに関する周知と適正な支給決定に努めます。	社会・障がい者福祉課	
56	59	日中一時支援事業	日中に一時的な見守りを必要とする障がい児を預かり、家族の就労支援や休息の確保を図るサービスです。サービスに関する周知と適正な支給決定に努めます。	社会・障がい者福祉課	
57	60	ふれあいサマースクーリング	夏休み期間中に、小学生から高校生までの障がい児を対象としてスポーツやレクリエーション活動を実施しています。スクーリングを通じて障がい児の社会参加を促進するとともに、学生ボランティアの人材育成を図ります。	社会・障がい者福祉課	

第1期 事業No.	第2期 事業No.	事業の名称	事業内容と今後の方針	所管課	進捗 管理
58	61	あすなろキャンプ	障がい児とその家族及びボランティア等の参加による宿泊旅行を実施しています。障がい児が集団生活の中でさまざまなことを体験する場として、また、同じような悩みを抱える保護者間の交流の場として、内容の充実に努めます。	社会・障がい者 福祉課	
59	62	さわやかスポーツ 大会	サン・アビリティーズいいづかにおいて、障がい者・障がい児及びボランティアの参加によるスポーツ大会を実施しています。障がいのある人のスポーツを通じた健康づくりを図るとともに、大会に参加するボランティア等との交流を促進します。	社会・障がい者 福祉課	
60	63	サン・アビリ ティーズいいづか の屋内プールの活 用	夏休み期間中、屋内プールを開放しており、水曜日と金曜日は障がい者専用利用日としています。障がい児のプール利用を促進するとともに、障がいのある人とない人との交流の場としての活用を図ります。	社会・障がい者 福祉課	
61	64	障がい者週間を活 用した啓発事業	障害者基本法に定める「障がい者週間」（12月3日から12月9日）において、市民の障がい者福祉に対する理解を深めるとともに、障がい者の社会参加意欲を高める事を目的として、市報への特集記事掲載や市庁舎における懸垂幕設置等の取り組みを行っています。市民がさまざまな視点から障がい者への理解を深められるよう、各種障がい特性に関する知識の普及など明確なテーマを設定した啓発に努めます。また、サン・アビリティーズいいづか等において絵画や工作物などの障がい者の作品を展示し、活動の成果発表の場を提供します。	社会・障がい者 福祉課	
	65	ワーク・ライフ・ バランスについて の意識の醸成・啓 発 ※男女参画プラン より	男性の長時間労働の削減や仕事中心のライフスタイルの見直しに向けた啓発に努めます。また、事業主等に対して、仕事と家庭の両立を支える環境整備と職場風土づくりのための啓発と情報提供に努めます。さらに、事業所が時間外労働の削減や育児・介護休業の取得など、ワーク・ライフ・バランスに取り組むメリットについて周知を図るとともに、先進的な取組事例等についてその内容と効果等について紹介などの広報に努めます。	男女共同参画推進 課 商工観光課	
62	66	職業相談の活用促 進	女性の就業機会の確保を図るため、ハローワーク等と連携して職業相談についての啓発に努めています。ハローワークや労働者支援事務所（労働福祉事務所）等の県の関連機関等と連携して推進に努めます。	商工観光課	
63	67	育児休業制度など の普及・促進	事業主等に対して、育児休業等の両立支援制度の普及啓発を行い、制度の活用促進を図っています。国・県等と連携して推進に努めます。	商工観光課	
64	68	労働時間短縮の促 進	労働時間の短縮を促進するため、市報等での広報やリーフレット配布等での普及啓発に努めています（完全週休2日制や年次有給休暇完全取得の促進、連続休暇取得の定着、所定外労働時間の削減等）。国・県等と連携して推進に努めます。	商工観光課	
65	69	多様な勤務形態の 導入	企業等での変形労働時間制や在宅勤務制等の導入を促進するため、リーフレットの配布等を通じて、普及啓発に努めています。国・県等と連携して推進に努めます。	商工観光課	

第1期 事業No.	第2期 事業No.	事業の名称	事業内容と今後の方針	所管課	進捗 管理
66	70	男女共同参画社会の実現に向けての講座等の開催	男女共同参画社会の実現に向けての意識啓発を図るため、講座や研修会等を開催しています。男女共同参画の視点から、次世代育成支援に必要な講座等の開催、及び情報提供等を行い、仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)の推進に努めます。	男女共同参画推進課	
67	71	一般事業主行動計画に関する情報提供	次世代育成支援対策推進法に基づき企業が策定する「一般事業主行動計画」に関する情報提供等を行うものです。平成23年度より従業員101人以上の企業に「一般事業主行動計画」の策定が義務付けられることとなったため、企業等に対する情報提供と策定支援に努めます。	子育て支援課 商工観光課	
68	72	病児保育事業	【第4章-3-[6]参照】	子育て支援課	○
	72	幼児教育アドバイザーの育成・配置	保育者の専門性の向上を図るため、幼児教育の専門的知見や豊富な実践経験を有し、市内の教育・保育施設等への訪問支援を通じて、教育内容や指導方法、指導方法の改善等について助言等を行う「幼児教育アドバイザー」の育成・配置を推進します。	子育て支援課	○
	74	外国につながる子育て世帯に向けた情報提供等	外国につながる子育て世帯が、教育・保育施設や地域子ども・子育て支援事業等を円滑に利用できるよう、各種子育て支援情報に関するホームページや情報紙の多言語化を推進します。	子育て支援課 国際政策課	○
	75	外国につながる子育て世帯の受け入れに向けた支援	各施設の希望に応じた通訳ボランティア派遣等の外国語対応支援、外国の文化・習慣・指導上の配慮に関する研修の実施など、外国につながる幼児の受け入れ体制整備に向けた事業者や幼稚園教諭・保育士等への支援の実施に向けて協議・検討します。	子育て支援課 国際政策課	○
69	76	家庭支援推進保育事業	保育所・こども園において、人権を大切にする心を育てる保育を推進しています。基本的な生活習慣づくり等の家庭環境に対する配慮等を要する児童に対して、保育士の加配を行うことにより入所児童の処遇の向上を図っています。今後も継続して実施するとともに、家庭支援保育士と、家庭児童相談員や母子・父子自立支援員等の関係者が連携しながら、配慮等を要する児童に対する支援を充実させていきます。	子育て支援課	○

第1期 事業No.	第2期 事業No.	事業の名称	事業内容と今後の方針	所管課	進捗 管理
70	77	庄内生活体験学校 通学合宿・チャレ ンジ生活体験合宿 事業	<p>通学合宿：庄内小学校の児童を対象に通学しながら自炊体験（朝・夕の食事づくり、食事の後片付け）、集団生活体験、日常生活（掃除、洗濯、風呂沸かし、道具の修理）、動物の世話（兎・山羊）、農耕作業（野菜作り・収穫）、生ごみを使う堆肥作り、森作り（ドングリの苗木作り・植樹・木工作）、ボランティア活動（公園の清掃活動）集団生活体験（6泊7日）を行います。自炊、掃除、風呂沸かし、動物の世話（ヤギ・ウサギ）、農耕作業（野菜作り・収穫・堆肥作り）等を体験し、「自然の大切さ」「自然と人とのつながり」「人間関係の大切さ」「命の大切さ」等、子どもたちの自立と自律を育みます。最高6泊7日。</p> <p>チャレンジ生活体験合宿：庄内小学校区以外の子どもたちを対象に通学合宿の「学校へ通学する体験の通学」を除いた生活体験合宿（事前研修1日、1泊2日）です。市内の小学校児童を対象として実施している事業です。います。</p> <p>庄内生活体験学校の本来の目的は、通学しながらの生活体験ができることであるが、庄内地区以外の小学校児童は通学体験ができないことから、全市内の小中学校単位で、地域の公民館等を利用した「通学合宿」が実践できるよう、指導者の養成を図り、保護者の参画を求めて、各学校単位で実施できる支援体制づくりを進めます。</p> <p>平成27年度より指定管理者制度を導入していることから、指定管理者と協議しながら庄内生活体験学校の目的である子どもの「自律」と「自立」のため、通学合宿及び生活体験合宿事業の充実を図るとともに、市内の既存施設を利用して通学合宿が企画・実行されるように支援を行ったり、保護者の参画やボランティア・指導者の養成や拡大に努め、様々な生活体験ができるよう体験活動プログラムを企画・実践します。</p>	生涯学習課	○
71	78	人権・同和教育推 進事業	<p>すべての人々の人権が尊重される社会の実現をめざして、家庭や学校、地域などのあらゆる場において人権・同和教育を推進する事業であり、小・中学校における人権教育の推進を図っています。人権・同和教育担当者対象研修会を毎月1回開催し、人権教育に対する認識を高め、各学校にその内容を広めることで、全体的な人権・同和教育の推進を図ります。</p>	学校教育課	○
72	79	情報モラル教育の 推進	<p>インターネット・携帯電話等での誹謗中傷やトラブル等、インターネット上の違法・有害情報の問題を踏まえ、小・中学校でインターネット等の正しい利用方法・マナーに関する情報モラル教育を推進するものです。今後、各小・中学校において、パソコン授業のはじめに、インターネット・携帯電話等の正しい利用方法・マナーを指導するとともに、専門家を講師として招聘し情報モラル教育を実施します。また、教育委員会主催のコンピュータ講座においても、情報モラル教育についての研修会を実施します。</p>	学校教育課	○
73	80	情報モラル向上の ための保護者への 啓発推進	<p>保育所・幼稚園・こども園の保護者に対して、園だより等を活用したり、講習会等のチラシを配付するなど広報を行うことで、情報モラルの向上を図ります。</p>	子育て支援課	○
74	81	食育事業	<p>若い世代への食育推進活動の一環として、早期からの健全な食習慣を定着させ、生涯にわたって健康でいきいきとした生活を送るための食育支援事業です。市内公私立保育園（所）、こども園、幼稚園、子育て支援センター、学校PTAなどへの出前講座や食生活改善推進会と共同で親子、学童、若年層への料理教室を実施しています。</p>	健幸・スポーツ課	

第1期 事業No.	第2期 事業No.	事業の名称	事業内容と今後の方針	所管課	進捗 管理
75	82	保育所・幼稚園・ こども園での食育 の推進	保育所・幼稚園・こども園において、乳幼児期からの適切な食事の取り方や望ましい食習慣の定着、食を通じた豊かな人間性の育成を図るため、野菜の栽培などの活動を通して食育の推進を図っています。今後も取組を推進するとともに、保護者に対する食育の啓発にも努めます。	子育て支援課	
76	83	学校給食	児童生徒に栄養バランスのとれた完全給食を安定的に提供することにより、健康増進や体位の向上を図るとともに、望ましい食習慣の定着を図るため、学校教育の一貫として実施しています（飯塚市立小・中学校全校）。食材には地場産農産物を積極的に使用し、食に関する指導の教材として活用しています。今後も児童生徒への食に関する指導について学校と連携して取り組み、学校給食を通じた食育の積極的な推進に努めます。また、食育や地産地消の観点から、地場産農産物の積極的な活用に努めます。	学校給食課	
77	84	薬物乱用防止の啓 発	覚せい剤・危険ドラッグ等の薬物乱用防止のため、小・中学校において薬物乱用防止教育を計画的に実施しているほか、少年相談センター広報車や市報等による啓発を行っています。警察、薬剤師会等の関係機関と連携して、覚せい剤・危険ドラッグ等薬物乱用防止学習における外部講師の確保に努めます。また、少年相談センター広報車での広報活動の一層の充実にも努めます。	子育て支援課 学校教育課	
78	85	ニス・シンナー等 取扱店の管理協力 要請	覚せい剤・シンナー等乱用防止月間（10・11月）にあわせて、取扱店や関係機関等に販売・保管について、協力を依頼しています。工事現場等でシンナー等を使用し、かつ、組合に加入していない業者等に対しても、盗難にあわないよう徹底した管理保管を依頼していきます。	子育て支援課	
79	86	ふくおか体力アッ プ推進事業（県事 業）	小学生が学級単位で各種目に取り組み、インターネット上で記録に挑戦させることで、参加児童の仲間意識を高めたり、運動する楽しさや達成感を味わわせたりするとともに、継続的な運動・スポーツの実施を促進し、体力の向上を図ります。	学校教育課	○
80	87	青少年健全育成会 の育成	地区の青少年健全育成会が行う補導活動や子どもを対象とした行事の開催、連絡協議会主催の「少年の主張大会」「小学生の討論会」等の活動を支援しています。今後とも青少年健全育成会との連携と育成・支援に努め、「少年の主張大会」等の行事について周知を図ります。	子育て支援課	
	88	子どもの健全育成 支援事業	生活保護受給世帯をはじめとした生活困窮世帯の子ども（小学4年生～中学3年生）を対象に、子供たちの将来に向けた自立心を喚起し、次世代への貧困の連鎖を防止することを目的として、市内2か所の会場において学習支援、生活指導などを実施します。参加児童・生徒の確保に向けて、事業の広報・啓発活動の強化を図ります。	生活支援課	○
81	89	教育相談事業（電 話相談を含む）	指導主事を中心として来庁者への相談対応や電話相談に対応するとともに、必要に応じて関係学校への連絡や指導・助言等を行っています。子どもたちの抱える問題は複雑化、多様化を極めているため、今後も指導主事を中心として来庁された方の対応、電話相談への対応をするるとともに、必要に応じて関係学校への連絡、指導助言を進めていきます。	学校教育課	○

第1期 事業No.	第2期 事業No.	事業の名称	事業内容と今後の方針	所管課	進捗 管理
82	90	スクールカウンセ ラー等配置事業	小・中学校において、児童生徒や保護者等からの相談に対応するため、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等の専門家を配置しています（県費スクールソーシャルワーカーを平成20年度より、市費スクールソーシャルワーカーを平成21年度より配置）。いじめや不登校、非行等、複雑化・多様化する相談に、より専門的な見地から早期に対応するため、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーの配置を進め、教育相談体制の充実に努めます。	学校教育課	○
83	91	適応指導教室 (小・中学生対 象)	不登校等に関する児童生徒や保護者からの相談に対応するため、適応指導教室を設置し、相談・指導を行っています。不登校の原因は複雑であることが多く、多面的な対応が求められることから、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等との連携・活用を含めた相談体制の充実に努めます。不登校を生まない学校環境づくりや、教室に入れない子どもへの対応の充実に向けて、学校との協議を進めます。	学校教育課	○
84	92	いじめ・不登校問 題連絡協議会	民生委員児童委員や青少年健全育成会等の地域の関係団体、小・中学校、警察、市役所等の関係機関が連携して「いじめ・不登校問題連絡協議会」を組織し、いじめ・不登校等の諸問題に対する対策の推進・啓発に関する事項等について、調査・審議を行っています。今後も、いじめ・不登校等の諸問題に関する調査研究や効果的な対策のあり方等について検討していきます。	学校教育課	○
85	93	非行等に関する情 報提供	前年度の街頭補導の活動状況、相談業務の受理状況、環境浄化活動及び少年非行の概況等を詳細に記載した冊子を作成し関係機関、団体等に配付しています。非行防止や環境浄化活動を推進するためには、非行等に関する情報提供が必要であり、わかりやすい冊子づくりに努めながら、継続して実施します。	子育て支援課	○
86	94	非行の早期発見・ 早期指導の実施	少年相談センター補導委員を中心に、青少年の非行を未然に防止し健全な育成を図るため、青少年の不良行為（喫煙・怠学等）に対する声かけ等を行っています。今後も、福岡県警本部直轄の飯塚少年サポートセンターと連携を図りながら、非行の早期発見・早期指導の実施に努めます。	子育て支援課	○
87	95	飯塚市青少年問題 協議会	青少年の指導・育成等に関する総合的な施策の調査・審議や関係行政機関等相互の連絡調整を目的として「飯塚市青少年問題協議会」を設置しています。今後も、少年非行に関する問題提起や解決に向けた施策の協議・検討を行います。	子育て支援課	
88	96	白ポストの設置に よる有害図書回収	青少年に有害な雑誌・ビデオ等を青少年の目に触れることなく処分できるよう、白ポスト（有害図書回収ポスト）を設置しています。白ポストの認知度が低いことから、白ポスト及び設置場所の周知を図るとともに、白ポストを増設し有害図書の回収向上に努めます。	子育て支援課	

第1期 事業No.	第2期 事業No.	事業の名称	事業内容と今後の方針	所管課	進捗 管理
89	97	有害図書等の調査	青少年に悪影響を及ぼす可能性がある有害図書・情報等から青少年を守るため、書店やビデオ店等に対して、毎年7月に集中的に立ち入り調査を実施しています。立ち入り調査後に指導を行っていますが改善されていない店舗等については、県や警察と連携して指導の徹底に努めます。	子育て支援課	
90	98	「こども110番の家」設置	P T Aを中心に、「こども110番の家」の設置の協力依頼及び更新を行い、地域で子どもの安全を守る活動を促進しています。今後も、地域で子どもの安全を守る重要な活動として、P T A等と連携しながら設置・更新の促進に努めます。 「こども110番の家」新規設置に当たっては、通常日中在宅家庭等の条件と実情を考慮しながら対応します。 また、地域住民や通行人から見える場所に「こども110番」のステッカーを配置することで犯罪を未然に防止するため、協力者の増加に向けた取組やステッカーの更新作業を継続して実施します。	教育総務課	○
91	99	子どもへの暴力防止等のプログラムの活用	子どもへの暴力防止等の学習プログラムに関する情報を各学校に提供しています。児童生徒が暴力や権利侵害から自分の身を守る方法を身に付けることができるよう、子どもへの暴力防止等の学習プログラムを活用した学習の充実に努めます。	学校教育課	○
92	100	つどいの広場いづか	地域公共施設開放の一環として、旧鯉田幼稚園施設を活用して民間子育て施設「つどいの広場いづか」を開設し、ボランティア団体による運営を行っています。利用内容や利用状況等の広報を充実し、さらに多くの市民に利用される施設となるよう、ボランティアとの協働活動を展開していきます。	子育て支援課	○
	101	子育て世代包括支援センター（母子保健型）事業	母子手帳交付時から妊産婦・乳幼児の実情を把握して、各相談に応じて必要な情報提供や助言を行います。また、必要に応じて保健・福祉など関係機関と連携をとりながら、継続訪問等を行い、良好な生育環境の実現を調整しています。	健幸・スポーツ課	○
93	102	地域における子育て支援事業（子育て講座）	家庭教育に関して、子育て中の保護者が学びたい要求課題や社会生活で必要とする課題をテーマとした学習機会の提供を行っています。集団での学習形態をとることで、人と人との関わりの中から参加者間での相対等による学習効果を生み出すこともねらいとしています。受講生が、集団でコミュニケーションをとりながら学習することで、学習効果を高めながら仲間づくりや交流が進み、互いに教え合い、学び合う、交流のあるコミュニティの形成を図るとともに、自主的・継続的な学習グループに進展することを期待します。	中央公民館 生涯学習課	
94	103	公立保育所・こども園における園庭開放	公立の保育所・こども園において、入園希望者や未就学児及びその保護者の訪問を要望に応じて受け入れるとともに、毎月2回園庭開放日を設定し、在園児との交流や保護者に対する情報提供等を行うものです。入園希望者や未就学児及びその保護者に対する支援として、継続して実施します。	子育て支援課	

第1期 事業No.	第2期 事業No.	事業の名称	事業内容と今後の方針	所管課	進捗 管理
95	104	子育て支援サービス等に関する情報提供等	各種相談窓口や市報、子育て情報紙、市のホームページ等により、各種子育て支援サービスの情報提供や、子育て支援団体の活動等を紹介しています。市ホームページ上には子育て支援専用部門を開設しています。市ホームページ上の子育て支援専用部門では行政サービスだけでなく、市内の子育て支援団体の活動等も紹介しており、情報提供の充実に努めています。また、ホームページというメリットを活かし、適宜、情報更新を行い、常に最新の情報が提供できるよう努めます。	子育て支援課・他	○
	(再掲)	外国につながる子育て世帯に向けた情報提供等	【再掲No.74】	子育て支援課・他	○
96	105	子育て支援ガイドブック作成事業	子育てに関する情報や各種子育て支援サービスをまとめた「子育て支援ガイドブック」を作成し、子育て家庭等に配付するものです。利用者にとってよりわかりやすく、使いやすいものとなるよう、子育て支援サービスや子育て支援関連施設等の情報はもとより、医療機関や公共施設等の子どもや子育てに関するさまざまな情報を一冊にまとめ、子育て中の保護者等への周知を図ります。利用者にとって真に使いやすいものとなるよう、行政情報の内容を年度で更新し、子育て中の保護者や子育てボランティア等の意見を取り入れながら作成します。	子育て支援課	○
97	106	家庭教育パンフレット等による啓発	家庭での教育やしつけに関して、各家庭で考えてもらいたいことや家庭教育に関わる相談窓口等の情報を掲載した「家庭教育手帳」を配布しておりましたが廃止となったため、今後は家庭教育パンフレットの作成・配布等、その他の啓発活動の実施について検討していきます。家庭教育支援に関する資料を配布します。また、福岡県PTA連合会や飯塚市PTA連合会との関連を図る「新」家庭教育宣言への参加啓発を実施します。	生涯学習課	○
98	107	保護者懇談会（家庭教育の啓発）	小・中学校において、保護者懇談会や資料配布等により、家庭教育の啓発を行っています。生活実態調査の結果を活用し、小・中学校での家庭教育の啓発に努めます。	学校教育課	○
99	108	子育てに関する意識啓発	子育てに対する市民の理解を促進するため、市報や市ホームページ等を活用した啓発を行っています。また、中学生・高校生・大学生等に対して、子育てや子どもの育成にかかわるボランティア活動への参加を促進し、若い世代に対する意識啓発を図っています。若い世代の子育て関連活動等への参加を促進するため、市ホームページで市内の各子育て支援団体の活動を紹介するなど、情報提供の充実に努めます。また、大学等の地域の関係機関とも連携しながら、子育て支援意識啓発や支援ボランティア育成のための講座開催等に努めます。	子育て支援課・他	○

第1期 事業No.	第2期 事業No.	事業の名称	事業内容と今後の方針	所管課	進捗 管理
100	109	学習ボランティア ネットワーク事業	学校や保育所・幼稚園・こども園、公民館交流センター等が必要とする学習活動を行うために、指導者の確保、登録、養成をし、要請に応じた派遣を行っています。要請に応じて指導者（ボランティア登録者）を派遣しています。市民ボランティアの積極的な地域貢献を促し、住民生活の基本である地域コミュニティの活性化と住民による住民のためのボランティア活動を推進します。学校児童生徒等が必要とする学習課題活動や体験活動に対して、地域の人材を活かした効果的な学習展開を図るとともに、生涯学習のまちづくりが推進され、また、学習活動等で培った知識や技能を発揮することのできる人材確保や養成を図り、まちづくりへ市民参加の機会（ステージ）を設けることで、市民の学習活動を活性化します。	中央公民館 生涯学習課	
101	110	時間外保育事業	【第4章-3- [1] 参照】	子育て支援課	○
102	111	放課後児童健全育 成事業	【第4章-3- [2] 参照】	学校教育課	○
103	112	子育て短期支援事 業	【第4章-3- [3] 参照】	子育て支援課	○
104	113	地域子育て支援拠 点事業	【第4章-3- [4] 参照】	子育て支援課	○
105	114	一時預かり事業	【第4章-3- [5] 参照】	子育て支援課	○
106	115	病児保育事業	【第4章-3- [6] 参照】	子育て支援課	○
107	116	子育て援助活動支 援事業	【第4章-3- [7] 参照】	子育て支援課	○
108	117	妊婦に対する健康 診査	【第4章-3- [9] 参照】	健幸・スポーツ課	○
109	118	休日保育事業	保護者の就労形態の多様化に対応し、日曜・祝日に保育を実施するものです。私立保育所での実施を推進します。	子育て支援課	○
110	119	広域入所(保育所・ こども園)	保護者の就労等の理由で市内の保育所・こども園への入所が困難な児童（2号・3号認定）が、市外の保育所に入所できるように、他市町村と連絡・調整を図っています。市外居住者の受け入れに当たっては市内居住者を優先し、なお定員（2号・3号認定）に余裕がある場合に広域での入所を委託契約により受け入れています。市内居住者の受け入れを優先しながら、継続して実施します。	子育て支援課	○
111	120	飯塚市私立幼稚園 就園奨励費補助金 ※削除	私立幼稚園に就園させている保護者の経済的負担の軽減を図るために、私立幼稚園が行う利用者負担の減免に対して、その世帯の課税状況に応じて該当幼稚園に対し補助金の交付を行っています。今後も対象となる私立幼稚園があり、一国の補助が継続される場合は、事業の継続に努めます。 ※削除（令和元年10月からの幼児教育・保育の無償化に伴い、令和元年9月末で廃止）	子育て支援課	○

第1期 事業No.	第2期 事業No.	事業の名称	事業内容と今後の方針	所管課	進捗 管理
112	121	保育所・幼稚園・ こども園と小学校 の連携	就学前児童に関する情報を保育所・幼稚園・こども園から小学校へ、また、小学校入学時からの学校の様子について小学校から保育所・幼稚園・こども園へ、相互の情報交換・意見交換を行うための会議を定期的で開催しています。就学前・後を通じて子どもの育ちを継続的に支援していくため、今後とも連絡会議を継続して開催します。また、子どもの育ちを支える資料として、保育所・幼稚園・こども園から園児が入学する小学校へ「園児指導要録・保育要録」を送付するなど、さらなる情報交換・連携の推進に努めます。	学校教育課 子育て支援課	○
113	122	休日等子育て支援 事業	保護者が病気や冠婚葬祭等の緊急時および仕事の都合により、日曜日等休日に家庭での保育が困難な小学校1年生から4年生を預かるものです。 児童福祉法の改正により、平成27年度からは児童クラブ事業の5、6年生の受け入れを開始することから、休日等子育て支援事業の受け入れも、小学生全学年受け入れを検討し、また、保護者のニーズによっては実施個所を増やすことも検討していきます。 利用者増を図るため、市内小学校保護者宛てにチラシを配布するなど、周知活動を強化しま	子育て支援課	○
114	123	児童センター(児童 館)	児童に健全な遊びの機会を提供して、その健康を増進し、情操を豊かにすることを目的に、地域とのふれあい交流事業をはじめ、ボランティアによる各種体験活動や各種スポーツ教室等を行っています。子どもの安全な居場所づくりの面から各小学校区に一か所は必要な施設であるため、今後も継続し、ボランティア事業(有償)や地域交流事業等による地域と一体となった活動の実施や、施設の計画的な改築・改修に努めます。 また、小学校の再編整備に合わせ、拠点となる施設の整備に努めます。	学校教育課 教育総務課	○

第1期 事業No.	第2期 事業No.	事業の名称	事業内容と今後の方針	所管課	進捗 管理
115	124	放課後子ども教室 推進事業	<p>子校の放課後や廻木寺に小字校の赤裕教皇寺を活用し、各学校・地域との連携を深めながら積極的な学習意欲を支援する一方、高齢者など異なる年齢層者との交流をもつことにより、により学習や体験活動のプログラムを実施し、学習意欲の向上や基本的な生活習慣の習得等を図り、優しさや積極性・協調性などといった社会性を身につけ、社会生活の中で必要となる「生きる力」と「心豊かな成長」を子どもたちが体験できるようにもった子どもの育成を支援します。</p> <p>また、知識や技能を持つ市民を、各教室の指導者や補助者、安全管理人サポーターとして登用することで、子どもの学習活動の一端を地域住民が担う、地域での子ども育成や生涯学習のまちづくりを推進します。今後も子どもの安全・安心な活動拠点づくりのもとで健全育成を図り、学習に対する意欲の向上や基本的な生活習慣などを含めた総合的学習効果をもたらすとともに、地域住民が、放課後子ども教室の指導者や補助者、安全管理人として、持っている知識や技能を発揮することで、地域づくりへ参加する市民の活動機会（ステージ）を設け、地域で子どもを育てる環境づくりを推進します。</p> <p>なお、本事業は学校の放課後に実施していますが、これまでどおり、児童クラブの児童も対象として教室を開設するとともに、そのモデルとなる教室を複数構築していきます。</p> <p>また、新・放課後子ども総合プランにより児童クラブと一体的に事業を実施し、地域社会の課題となっている「子どもの安全・安心な居場所づくり」を推進していきます。</p>	生涯学習課	
116	125	「アンビシャス広場」の活動支援 ※削除	<p>地域の子どもたちが自由に集まり、さまざまな体験や交流活動ができる、子どもたちの居場所づくりを目的として、小学校や児童館、公民館などの空き教室、空き施設を利用して、市内5か所で「アンビシャス広場」が開設されています。各広場とも委員会組織が設置され、福岡県の補助事業を活用した独自の運営を通して、地域に根ざした活動を基本に、心豊かで思いやりある青少年の育成に取り組まれています。現在、開設されている「アンビシャス広場」については、週2回の活動を原則に福岡県の補助対象事業として認定されています。そのため現在の活動が今後も継続できるように、各広場から協力依頼等があれば協力できる範囲において、活動を支援し、生涯学習・社会教育関係だけでなく、青少年育成・まちづくり等を推進していく関係各課にも協力を頂けるよう啓発に努めます。</p> <p>※削除（平成27年度で事業終了）</p>	生涯学習課	
117	126	飯塚市少年の船	<p>集団生活や仲間づくりの大切さを学び、社会性を培うとともに、世代を超えた交流等を通して、心豊かな青少年を育成し、地域のリーダーとして活躍するために必要な資質の向上を目的に、本研修とあわせて、事前・事後研修を実施しています。本研修では沖縄を研修地とし、沖縄独特の文化や芸術、平和の尊さを直接肌で感じることを体験学習を行っています。若い指導者の確保に努め、青少年育成に関わる社会教育関係団体等との協力体制を構築し、学校教育とも連携をとりながら事業のさらなる推進に努めます。</p>	生涯学習課	○

第1期 事業No.	第2期 事業No.	事業の名称	事業内容と今後の方針	所管課	進捗 管理
118	127	ブックスタート事業	乳幼児のいる家庭に、主に4か月健診会場等で絵本等を配付することにより、家庭での読み聞かせを通じた乳幼児の情緒発達の支援や、本にふれる喜び及び読書への関心の喚起を図っています。健診を長期間受診しない人には配付ができないことからため、乳幼児健診の受診促進や、図書館でのブックスタートでの対応等により、健診長期健診未受診者に対するブックスタートへの促進に努めます。また、ボランティアを増やしたり、の増加や支援内容の充実が求められていることから、図書館の指定管理者等とも協議しながら、ボランティアの確保・育成に取り組み、ボランティア・利用者ともに、参加・利用しやすい環境づくりを図ります。	生涯学習課	○
119	128	図書館の子育て支援事業	図書館の子育て支援として、子育て実践講座・読み聞かせ講座等を実施しています。講座内容の充実を図るとともに、より多くの市民に参加してもらえるよう、広報活動における周知のやり方や参加者の募集方法においても工夫しますをおこないます。	生涯学習課	○
120	129	図書館での各種講座やおはなし会等	図書館の全館事業として、子ども読書クイズ大会や一日図書館職員体験学習、布絵本・おもちゃ作成講座等を開催しているほか、各館事業として、お話し会や図書館まつり等を開催しています。講座内容を充実するの充実を図るとともに、より多くの子どもや保護者に参加してもらえるよう、広報活動における周知のやり方や参加者の募集方法においても工夫しますをおこないます。	生涯学習課	
121	130	子どもの読書活動推進	「子どもの読書活動の推進に関する法律」に基づき、「子ども読書活動推進計画」を策定し、読書活動を推進します。「子ども読書活動推進計画」に基づき、関係各課が連携して、子どもの読書活動を推進し、子どもたちが読書の楽しさやすばらしさに出会い、将来に向けて読書活動の習慣に定着できる環境づくりに努めます。	生涯学習課	
122	131	プレーパーク事業 ※削除	子どもたちが想像力で王夫して、遊びを作り出すことのできる遊び場です。子どもの安全の確保のためにプレーワーカーを配置しています。子どもたちが、安全に、しかし、予め設けられた設備や遊びのプランの選択肢に縛られることなく、自由に変更や改変を加えて、自分たちのアイデアとスタイルで楽しみ、発見や創造する遊びを味わうことができます。今後も、放課後子ども教室推進事業の教室メニュー、公民館子育て講座メニュー、子ども会や青少年健全育成会等関係団体との共催事業等、様々な機会、事業を実施するとともに、プレーワーカーの確保や充実、事業提供の団体育成等を進めて、多数の子どもたちがいつでも、どこでもプレーパークを楽しめる環境づくりを図ります。 ※削除（放課後子ども教室推進事業内等のメニューのため、単独事業からは除外）	中央公民館 生涯学習課	

第1期 事業No.	第2期 事業No.	事業の名称	事業内容と今後の方針	所管課	進捗 管理
123	132	自然体験活動 (小・中学校)	児童生徒が、自然の中でのさまざまな体験を通じて「生きる力」を体得できるよう、「小・中学校の総合的な学習の時間」等で、市内の各施設を活用した自然体験活動を行っています。地域の関係機関等と連携し、自然体験活動が可能な公共施設・場所の積極的な活用を図ります。	学校教育課	○
124	133	穂波青少年野営訓練所「不便の家」	「穂波不便の家」は、青少年の野営訓練のための専門施設であり、不便を我慢し、集団で協力して困難を克服するための忍耐力や体力の育成を図ることを目的とした野外活動を実施しています。野外活動指導者の確保や施設・設備の維持補修に取り組み、施設環境や活動内容の充実に努めます。	中央公民館 生涯学習課	
125	134	自主文化事業	文化会館にて市民の文化向上と福祉の増進に資する事業としてさまざまな事業を行っています。支援事業として文化会館を活動拠点として練習や発表会を行う団体を支援するため会場利用の助成や事業運営に関しての支援を行い、子どもたちの文化活動の育成を図っています。参加育成事業として芸術文化に触れて体験してもらうため、魅力ある充実したカリキュラムづくりに努めます。公演型事業については市民ニーズを踏まえて公演内容等の企画を行うとともに、広報等による周知と集客に努めます。	生涯学習課 文化課	
126	135	新・放課後子ども総合プラン	平成24年度より実施の穂波地区、筑穂地区、一庄内地区、颯田地区の4地区10小学校の放課後子ども教室と放課後児童クラブの連携事業を充実させ、一体型の放課後子ども総合プラン事業のモデルとなる教室の複数構築に努めます。児童クラブがあるすべての小学校区で、余裕教室等を活用しつつ、放課後児童クラブおよび放課後子ども教室を一体的、または連携して実施します。小学校区毎に、コーディネーター、教育サポーター及び放課後児童クラブ支援員の実務者同士の定期的な打合せを行い、児童クラブ支援員の関わり方や学校関係者と実施教室等を協議し、全ての就学児童が放課後等を安全・安心に過ごし、自主性・社会性の向上をめざした多様な体験・活動を行うことができるよう推進します。	学校教育課 生涯学習課	○
127	136	学校評議員制度	保護者や地域住民等からなる学校評議員から意見や助言をいただきながら、開かれた学校づくりを推進しています。学校評議員制度を全小・中学校に導入し、多くの意見や助言をいただき、開かれた学校づくりを推進します。	学校教育課	○
128	137	通学区域の弾力的運用	就学すべき学校の指定の変更や区域外就学について、地理的・身体的な理由やいじめ等の事情を勘案して、通学区域の弾力的運用を行っています。学校施設等の再編・整備とあわせて、特色ある教育活動の推進と保護者・地域の学校教育への参加推進を図り、通学区域の弾力的運用について検討していきます。	学校教育課	○

第1期 事業No.	第2期 事業No.	事業の名称	事業内容と今後の方針	所管課	進捗 管理
129	138	危機管理マニュアルの作成	全小・中学校から提出された「危機管理マニュアル」を点検し、その結果に基づき指導・助言を行っているほか、各校で危機管理に関する研修会を行うなど、学校の危機管理体制の充実に努めています。各校の状況に応じた適切な危機管理が行われるよう、危機管理マニュアルの修正や、全職員への周知徹底に努めます。	学校教育課	○
130	139	小児医療の充実	小児に限らず医療機関の通常診療時間外の救急医療の需要に対し、嘉飯住地区（2市1町）の共同広域連携事業で一次救急医療体制を確保するため「在宅当番医制」「飯塚休日夜間急患センター」の各事業を行っています。また、さらに高次の救急医療が必要な患者に対応する二次救急医療体制として、「病院群輪番制」の事業を行っています。継続して実施します。	健幸・スポーツ課	
131	140	子ども医療費助成事業	乳幼児の医療費の一部をその保護者に支給するものです。助成対象範囲を徐々に拡大し、現在は入院は小学校6年生18歳到達年度末まで、入院外は小学校36年生までを対象に実施しています。また、平成27年1月より、入院の補助対象を中学校3年生まで拡大しています。継続して実施します。	医療保険課	○
132	141	児童手当	家庭等における生活の安定に寄与するとともに、次代の社会を担う児童の健やかな成長に資するため、日本国内に住所のある中学校修了前までの児童を養育している人に対して、児童手当の支給を行っています。国の要綱法令等に即則して、手当を支給するとともに、制度の周知を図ります。	子育て支援課	
(再掲)	(再掲)	乳児院の設置	【再掲No.2】	子育て支援課	○
133	142	保育所体験事業	保育を必要としている親子等に保育所・こども園を開放し、在宅児と入所児との交流や保護者同士の交流の場を提供するとともに、保護者からの相談に対応することで、在宅での子育てを支援するものです。在宅児及びその保護者に対する支援として、継続して実施します。	子育て支援課	○
134	143	公立保育所運営事業	保護者が就労等のために保育できない児童を認可保育所で保育するものです。公立保育所の老朽化問題や保育にかかる経費等のあり方等について総合的に検討しながら、よりよいサービスの提供に努めます。	子育て支援課	○
135	144	公立こども園運営事業	幼児教育と保育を一体的に提供することができるこども園の運営を行います。園開放や保護者との面談を充実させ、就学前教育と家庭教育の連携を強化します。	子育て支援課	○
136	145	民間保育サービスの活用	託児を主体とした民間保育施設（届出保育施設・事業所内保育施設）が実施されています。保護者の多様なニーズに対応するため、民間保育サービスの活用が円滑に図れるように努めます。	子育て支援課	○

第1期 事業No.	第2期 事業No.	事業の名称	事業内容と今後の方針	所管課	進捗 管理
137	146	大学と連携したアクションプログラム促進事業	保育所アクションプログラム上の重要課題である公立の保育所・こども園の保育士の質の向上や人材確保等について、大学との連携を図る事業であり、平成22年度から実施しています。地域の大学と保育士の質の向上や専門性の向上、人材の育成・確保に関わる協定を結び、大学と連携した保育士研修システムや保育実習システム、保育士登録制度等の、取組みを推進していきます。	子育て支援課	○
138	147	保育士確保事業	私立保育園・幼稚園・こども園合同就職説明会を行い、説明会の広報のため市内保育園就労者以外の保育士資格登録者へチラシを送付します。 さらに、保育士資格を持っているが、保育士として働いていない潜在保育士を活用するために、対象に相談窓口を開設しています。保育士・保育所支援センターやハローワークと連携し、 また、復職前の実技研修等の再就職支援や再就職に関する保育士・保育所支援センターの情報提供など、や、福岡県保育士就業マッチングサイトを活用し、保育士の確保に向けた取り組みを推進していきます。	子育て支援課	○
139	148	私立保育所運営改善等研修事業	私立保育所等の運営と振興を図るための助成を行うものです。保育士の資質向上のため研修・実習費の研修費として、保育所の定員に応じた助成を行っています。継続して実施します。	子育て支援課	○
140	149	幼児教育の研究(公立こども園)	幼児一人ひとりの育ちに応じた指導のあり方等、幼児教育に関する研究に取り組んでいます。各園の教諭等が、共通認識を持って園児の育成に取り組むことができるよう、園内研修や公立こども園合同研修等の充実に努めます。	子育て支援課	○
141	150	飯塚市私立幼稚園連盟研修補助金	私立幼稚園連盟が幼稚園教諭の資質の向上のために行う研修会等の事業に対して、私立幼稚園教育の振興を図ることを目的として補助金を交付しています。事業内容の確認等、適正な補助金交付に努めます。	子育て支援課	○
	151	新制度未移行幼稚園における副食費の補足給付事業	幼児教育・保育の無償化以降、新制度幼稚園に通う対象世帯児童の副食費が公定価格での対応となり、新制度未移行幼稚園に通う児童との制度的格差が生じることとなるため、未移行幼稚園の低所得世帯(第1～第3階層)を対象に、4,500円を限度額として副食費の補足給付を行います。(第3子以降は所得に関わらず補足給付の対象)	子育て支援課	○
142	152	公立保育所・こども園の施設整備	適切な保育環境を確保し児童の福祉の向上を図るため、公立の保育所・こども園の老朽化の状況等も勘案しながら、保育所の統廃合や新設、設備の充実を図っています。各施設の状況を比較検討し、長期的な視点に立って計画的な整備に努めます。	子育て支援課	○
143	153	私立保育所・こども園の施設整備	適切な保育施設・設備を確保し、児童の福祉の向上を図ることを目的として、計画的に整備を実施するものです。0歳児からの受け入れが可能な認可施設と協議を行い、国・県の補助制度を活用しながら事業を実施します。	子育て支援課	○

第1期 事業No.	第2期 事業No.	事業の名称	事業内容と今後の方針	所管課	進捗 管理
144		自校方式給食調理 場の施設整備 ※削除	「飯塚市学校給食運営基本方針」に基づき、既存の給食センター受配校（9校）に給食調理施設を年次計画的に整備し、学校給食の自校方式化を図るものです。既存の給食センター受配校において、学校の再編整備や大規模改造工事実施計画との整合性を十分に図りながら、年次計画的に給食調理場施設を整備し、学校給食の自校方式化を推進します。 また、学校給食を安定的に提供していくため、調理業務の民間委託についても計画的に推進していきます。 ※削除（H30年度で事業終了）	学校給食課	○
145	154	ピア・サポート事業	子どもたちに社会的基礎技能や人間関係を築く力を身につけさせるため、その方策について実践研修を行い、学校教育の充実及び改善を図る事業として、小学校高学年に対するピア・サポート（異年齢集団の交流などを具体的な手段として、児童生徒の自己有用感〈自己肯定感〉を育てるプログラム）を実施しています。小学校高学年と、低学年や就学前の幼児との交流を促進します。	学校教育課	○
146	155	総合的な学習の時間の推進	各小・中学校において体験活動を重視した特色ある「総合的な学習の時間」を推進するため、指導計画を作成して実施しています。「総合的な学習の時間」における体験活動の一環として、小中学生と幼児・高齢者等との交流活動や環境問題等に関する体験活動を行っています。今後も、学習ボランティアの活用等において地域との連携をさらに強化し、環境教育の推進など体験活動を重視した特色ある学習の展開に努めます。また、次代の親の育成の観点から、「総合的な学習の時間」等において、幼児・高齢者等との交流活動の促進に努めます。	学校教育課	○
147	156	研究委嘱事業	教育の現代的課題に対応しつつ一人ひとりの子どもに応じた教育の推進を図るため、小・中学校に現代的教育課題についての研究委嘱を行っています（職員研修も含む）。市全体での学校教育の充実・発展を図るため、委嘱校から他校への研究成果の還元に努めます。	学校教育課	○
148	157	小中一貫教育研究事業 ※削除	「義務教育9年間を見通した効果的な教育の在り方」を調査研究し、これからの飯塚市における小中一貫教育の方向性を明確にするために行っています。「義務教育9年間を見通した効果的な教育の在り方」を究明するために、飯塚市内全ての10中学校区を調査研究校に指定し、小中一貫教育に関する実践的な取組を推進します。 ※削除（H30年度で事業終了）	学校教育課	○
149	158	中学校国際教育関連事業	中学校における外国語の授業に、外国人指導助手を派遣し、生徒への英会話によるコミュニケーション能力や積極的に英語に慣れ親しむ態度を育成する目的で本事業を行っています。また、外国人指導助手によるかわり、母国の言語や文化にふれる機会をもたせています。	学校教育課	○

第1期 事業No.	第2期 事業No.	事業の名称	事業内容と今後の方針	所管課	進捗 管理
150	159	小学校国際教育関連事業	英語によるコミュニケーション能力の育成を図るため、小学5・3・4年生以上を対象に外国人講師を招聘し、小学5・6年生はオンライン英会話を受講し、外国語活動を実施しています。小学校外国語活動の充実に向けて、事業内容の調整を図ります。	学校教育課	○
151	160	学校での読書活動（朝の読書等）	読書を通じて豊かな感性の育成を図るため、朝の読書活動や小学校児童への読み聞かせ活動を行っています。	学校教育課	○
152	161	キャリア教育推進事業	小・中学校モデル校での「ものづくり教育」や中学校での職場体験学習など、地元企業等と連携しながら、地域の特性を活かしたキャリア教育を実施しています。児童生徒の望ましい職業観の育成を図るため、地元企業等との連携を密にし、協力事業所の確保や体験内容の充実に努めます。	学校教育課	○
153	162	個々に応じた多様な指導方法の充実	児童生徒一人ひとりに応じたきめ細かな指導を充実し、児童生徒の学力の向上を図るため、指導方法工夫改善の他、習熟度別学習や少人数指導を実施しています。指導方法工夫改善担当教員等を活用し、少人数編成の学習形態を取り入れた学習を推進し、基礎・基本の定着をめざします。また、授業改善の視点から、児童生徒の実態に応じた授業の研究に継続して取り組みます。	学校教育課	○
154	163	学力テストの実施	児童生徒の学力定着度の傾向を分析し、指導方法や学校の取組の改善等について指導助言を行い、学力向上を図るため、市内小・中学校で内容を統一した学力テストを実施しています。統一した内容で継続的に実施することにより学力定着度の傾向を分析し、学校の実情に応じた指導等を行い学力向上につなげていきます。	教育総務課	○
155	164	体験交流会	「総合的な学習の時間」等で、高齢者や障がい者等との交流や、車いすや手話等の体験学習を行っています。学習ボランティア（ゲストティーチャー）との連携を密にし、学習のねらいを明確にもった体験的な教育活動の充実に努めます。	学校教育課	○
156	165	運動部活動への外部指導者の活用	中学校運動部活動において、必要に応じて外部指導者を活用し、運動部活動の活性化や生徒の体力向上を促進します。	学校教育課	○
157	166	スクールバスの運行	遠距離通学者の利便性の向上を図るため、筑穂地区、庄内地区、穎田地区、八木山地区、目尾地区、鎮西地区においてスクールバスを運行しています。 コミュニティバスの見直しにより、平成24年度からスクールバス単独での運行を開始しています（筑穂・庄内・穎田各地区2コース）。平成25年度から八木山地区にて一般混乗スクールバスの運行を開始しています。 今後も安心・安全な運用に留意するとともに、学校施設等の再編・整備に伴う通学区域の弾力的運用等の検討とあわせて、スクールバスのあり方についても検討を行います。	教育総務課	○

第1期 事業No.	第2期 事業No.	事業の名称	事業内容と今後の方針	所管課	進捗 管理
158	167	地域と学校の連 携・協力による多 様な体験活動の推 進	小・中学校の「総合的な学習の時間」等を活用して、学習ボランティア（ゲストティーチャー）やNPOによる特別授業を実施しています。ボランティアの積極的な活用を促進し、継続性を意識した学習指導の実施に努めます。	学校教育課	○
159	168	文化・芸術ふれあ い事業	小中学生に良い芸術等に触れる機会を提供し、心豊かな人間の育成を推進します。劇団「四季」の無料観劇、国や県の巡回公演事業等の良い芸術等に接する情報収集、実施をめざし学校との連携強化に努めますを行い、各学校に案内します。	学校教育課	○
160	169	公園、児童遊園整 備事業	子どもや子ども連れ等をはじめとした市民の憩いの場として、公園や児童遊園等の環境整備に努めています。老朽化した公園施設・遊具の撤去・修理等により、子どもや子ども連れ等が安心して安全に利用できる公園づくりに努めます。また、公園管理の一元化と管理方式の充実に努めます。	都市計画課	○
161	170	赤ちゃんの駅推進 事業	外出中に授乳やオムツ替え等で気軽に立ち寄ることができる場所を「赤ちゃんの駅」として指定するものです。公共施設はもとより、企業や店舗等の民間施設に対しても協力を依頼し、「赤ちゃんの駅」の確保を図ります。協力施設について、ステッカー配布や市ホームページでの紹介を行い、「赤ちゃんの駅」の周知と、地域全体で子育て家庭を支える意識の醸成に努めます。	子育て支援課	○
162	171	通行等に安全な歩 道の整備	子ども等の交通弱者はもとより、すべての市民が安全・安心に通行することができるよう、歩道の段差解消等を行うとともに、街路灯や道路標識、ガードレール等の交通安全施設の点検・整備や、警察等に対する設置要請に努めています。交通安全特別対策事業等を活用し、交通量が多く歩道が整備されていない通学路等の整備やガードレールの設置等に努めます。	土木管理課	○